

梅ちゃん先生の 法律相談

第58回

公益法人ができること とできないこと

梅本寛人 (弁護士)

1 新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中も、この「梅ちゃん先生の法律相談」を読んでくださりまして、ありがとうございました。

それにしても、年月の経過は早く、もう年が明けてしまったのかとの感を否めません。この「梅ちゃん先生の法律相談」も、まもなく60回目の連載を迎えます。これほどの長期間の連載になるとは、当初思ってもいませんでしたが、本年も、断続的にはあるものの、皆様へ、法律に関する情報提供を行ってまいりますので、引き続きお付き合いのほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、ここしばらく、著作権に関する解説を行っていましたが、今回はいったんお休みし、年頭にあたり、当協会も含む公益法人は、一体何をすることができ、他方で、何をすることはできないのか、という問題について、私の意見も交えつつ、お話ししたいと思います。

2 「公益法人」とは何か？

当協会は「公益社団法人」であり、「公益社団法人」と「公益財団法人」を併せて「公益法人」といいます。

さて、この「公益法人」とは何なのか？ 今更ながらの質問ではありますが、今話題のAIに「公益法人とは？」と聞いてみると、このような答えが返ってきました。

****公益法人(こうえきほうじん)**とは、**

公益性の高い事業を行うことを目的として設立され、国(内閣府)または都道府県から「公益認定」を受けた法人のことです。

多くは社会や地域に役立つ活動(福祉・教育・文化・環境など)を行っています。

■公益法人になるための条件(公益認定)

以下のような条件を満たしているかを、内閣府や都道府県が審査します。

- 公益目的事業が主たる事業である(=社会に役立つことが中心)
- 利益を構成員に分配しない(非営利性)
- 適切なガバナンスと情報公開を行っている
- 公益目的に資産が使われている

■公益法人が行う主な活動

- 奨学金・研究助成
- 文化・芸術の振興
- スポーツの振興
- 環境保全
- 医療・福祉サービス
- 災害支援

概ね正確な答えになっていると思われまして、最近のAIの能力向上には感心します。

ただ、それでも、もう少し説明を要する言葉が上記の答えには含まれています。たとえば、「公益目的事業」がそれですが、今回は、この言葉を、私なりに、噛み砕いて説明してみたい

と思います。

3 公益目的事業とは

「〇〇をしたいけど、これは「公益法人」だから駄目ではないか」

こういう会話を時折耳にすることがあります。この種の会話をしている際、皆様は、「公益法人」という言葉がもたらすイメージから、『「公益」なのだから、誰か特定の人に利益となるようなことはできない。』『仲間内だけで事業をするのではなく、広く誰でも参加できるようにしないといけない』などと考えているかもしれません。

このイメージも、大体合っていますが、法律では、「公益」の意味について、厳密に定義づけがなされています。すなわち、公益法人認定法2条4号は、「公益目的事業」を次のように定義しています。

学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

上記の「別表各号に掲げる種類の事業」とは、公益法人認定法の別表に掲げられた23個の事業のことであり、当協会は、このうち「文化及び芸術の振興を目的とする事業」(別表2号)に該当するものとして、内閣府からの認定を受けています。

さて、問題となるのが「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する



ものをいう」という要件です。これが具体的に何を意味するのかについて、内閣府が公表しているガイドライン（「公益認定等ガイドライン」）では、次のように説明されています。

- ①法人の掲げるその事業の「趣旨・目的」が、認定法別表各号に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることが求められる。
また、「趣旨・目的」だけでなく、その「事業内容」及び「手段」が、
- ②当該趣旨・目的を実現するためのものであること（事業の合目的性）を合理的に説明できること
- ③当該目的を実現するための事業の質（専門性や公正性、不利益発生排除など）が確保されていること
- ④特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと（受益の機会の公開など）
- ⑤事業内容に透明性があること

たとえば、当協会が行っている技能認定事業について、認定を受けるためには「当協会の会員でなければならない」という条件を付けることは問題でしょうか？あるいは、当協会の協会賞事業について、「受賞できるのは会員に限る」とすることはどうでしょうか？

上記ガイドラインでは、「受益の機会の公開」ということが求められているため、認定や受賞の条件として「会員であること」を求めるのは、問題ありという結論になります。他方で、ガイドラインでは「応募や参加の条件を特定の属性を有する者に限るなど、受益の機会を特定の集団に限るような場合には、当該条件を付す理由及び当該条件によっても、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになる理由」が必要であるという説明もなされています。条件を付けたら一発でアウトになるという単純な話ではなく、条件を付けたとしても、なお不特定多数の利益の増進に寄与することが合理的に説明できるのであれば、一定の条件を

付けても良いということです。この辺の線引きが、なかなか難しいところと言えるでしょう。技能認定や協会賞の対象を会員に限るというのは、わかりやすいアウトの事例と言えますが、もう少し手前で、たとえば応募等に一定の条件を付けたいときに、それでもなお「不特定多数の利益になる」という説明が可能ならば、そのような条件を付けることもできるということになります。

もっと卑近な例となりますが、たとえば、会員のみが参加できる「ゴルフコンペ」や「飲み会」を、会員間の親睦等のために公益法人が定期的に関くというはどうでしょうか？公益法人としては問題ありでしょうか？

この点についても、内閣府のガイドラインに次のような説明があります。

- 飲食は、一般的には、その飲食を行う者が利益を得るに留まり、公益目的事業として費用を負担して飲食を提供することについては、当該公益目的事業の趣旨・目的に照らして合理性が必要となる。
- 公益法人が行う事業の趣旨・目的に照らして、当該飲食の提供を行うことに合理的な理由があり、相当の範囲で行う飲食の提供（公益目的事業の実施に係る費用として支出する場合を含む。）は認められる。例えば、被災地における炊き出し、表彰等に係る「晴れ」の場としてパーティーの開催、重要な事業を遂行のために理解を得ることが不可欠な要人の接待、外部の関係者を招いて開催する会議における食事、弁当等の提供、公益目的事業への協力者等への茶菓の提供等が想定される。
- なお、公益目的事業費か否かに関わらず、公益法人の関係者が参加する会合等における飲食の費用を公益法人が負担することについては、法人関係者に対して特別の利益を与えるおそれ、役員に関しては、役員報

酬等の支給の基準に従った報酬等の支給（認定法第20条）への違反のおそれなどがあるほか、資源提供者の意思に反することも想定される。公益目的事業として合理性がある場合や、役職員の福利厚生の一環として行う場合などに、社会通念上相当の範囲で支出することは問題ないが、相当額の支出が想定される場合には、規程を定め、法人のガバナンスの下、透明性をもって支出を行うことが望ましい。

上記のガイドラインの記載は、今般のガイドラインの改訂（令和6年12月）により新たに追加されたものです。たとえば、当協会でも行われている協会賞の受賞パーティーは、ガイドラインに照らしても問題ないといえそうですが、ゴルフコンペや飲み会を協会の費用で定期的に関くとすると、かなり疑義が出てきそうです。これを「公益法人だから当然だ」と捉えるか「何とも世知辛い」と捉えるかの感想は皆様にお任せしますが、いずれにせよ、懇親的な行事を開くときは、いったん立ち止まって、上記のガイドラインのことを思い出し、それが「不特定多数の利益の増進に寄与しているか」ということを考えてほしいと思います。

4 おわりに

以上、いろいろと書きました。少々乱暴かもしれませんが、結論的にいえば、「○○」ということ公益法人として行いたいとしたときに、基準となるのは、それが「不特定多数の利益に寄与するものか否か」だけです。寄与するのであればセーフ、しないのであればアウトです。そして、一見寄与しなさそうな事項であっても、論理立てて、合理的に説明が付くのであれば、実施できる可能性があります。

なかなか奥が深い問題であると言えますが、公益法人の事業運営のあり方についての参考になれば幸いです。

（第58回終）

